

# 報 道 資 料

平成30年8月16日  
総務部人事課  
0742-34-4821（ダイヤルイン）

## 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

### 記

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
収集課 非常勤嘱託職員	33	H30.8.13	免職	平成30年7月21日、覚せい剤を所持していたとして現行犯逮捕され、その後、同年8月1日付で覚せい剤取締法違反により起訴されたため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
国保年金課主任 事務職員	51	H30.8.16	戒告	平成30年1月22日、昼食をとるため、休憩時間中に自身の自動車を運転していたところ、通行人と口論となり、車外に出て当該通行人を後方から羽交い絞めにして路上に転倒させるという傷害事件を起こしたため なお、当該通行人から診断書が提出されたことで傷害事件として事件送致されたが、平成30年3月28日付で不起訴（起訴猶予）が決定したものの	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(3)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
収集課主任 技能職員	52	H30.8.16	戒告	平成30年2月2日、飲食店で飲酒後、帰宅するためにタクシーを利用し降車する際、タクシー運転手の額を手で小突くという傷害事件を起こしたため その後、示談が成立し、平成30年5月31日付で不起訴（起訴猶予）が決定したものの	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号